

篠崎 進士 法律事務所報



2014年 新春号

02 官、民に求められる暴力団対策の更なる強化

所長弁護士 篠崎芳明

03 明るい兆しをつかもう

副所長弁護士 進士 肇

04 「訴訟費用」と「仮執行宣言」について

弁護士 中山祐樹

04 従業員の懲戒解雇処分Q&A

弁護士 石黒一利

05 権利が消えちゃうってホント!?

弁護士 鈴木哲広

05 反社会的勢力との取引と錯誤無効
(東京地判 H25.4.24 金法1975-94)

弁護士 鶴岡拓真

06 民暴ABC 反社との面談・交渉の仕方について(その4)

弁護士 小川幸三

07 事務所旅行記

丸山広明

08 近況報告



官、民に求められる 暴力団対策の更なる強化

篠崎・進士法律事務所 所長

弁護士 **篠崎 芳明**

大手都市銀行が信販会社の取引に関連して暴力団員への融資を永年にわたり放置していたとして金融庁の行政処分を受け、一部役員の退任、賞与の返上などその責任を明らかにした。国会でも、結果的に銀行側の説明の不備を見抜けなかった金融庁検査の改善が課題とされた。この問題は、マスコミが大きく報道するなど社会的関心を集めた。

私は、昭和50年代から暴力団被害の予防と回復に取り組んできたが、暴力団に対する社会の認識が昔日に比べてこれほど変化したことに驚きを禁じ得ない。かつては、暴力団だって悪い人ばかりではない、結構使い勝手がよい、毒も使えば薬になるなどと暴力団を擁護する発言も少なくなかった。総会屋など暴力団を利用することも暗黙裏に容認されていたし、任侠ヤクザ映画も人気があった。

今般の暴力団への融資問題がこれほどに大きな社会的関心と呼んだのは、暴力団は社会的に「悪」であり、暴力団に融資するなどの暴力団への利益供与は反社会的行為であるとの強い社会認識が反映した結果だと思われる。

日本は法治国家であり、法の支配が尊重されるが、暴力団は法を無視し、社会に大きな迷惑をかけている。例えば九州北部における暴力団による民間人への襲撃行為は地域社会を不安に陥れた。暴力団によるかつてのヤミ金事件では、社会的弱者から搾り取った利益により国内外の金融機関に97億円の隠し預金を持っていることが摘発され、カタギに手を出さないという建前が嘘であり、金になるなら何でもやるという暴力団の実態を暴き出した。暴力団による株価操作により一般投資家が莫大な損害を被ったことも報道されている。暴力団の反社会的行為は、枚挙に暇がない。

暴力団の反社会性は更に強まっており、もはや日本

に暴力団は不要である。

国は、暴力団に対しては暴対法、暴排条例など法的規制を強化し、民（事業者）に対しては反社会的勢力との断絶を求める「行動指針」を明らかにしている。

民（事業者）としては、今後とも暴力団への対応をより厳しくしていかなければならない。そのためには、まずは反社情報の蓄積であり、データベースの構築を急がなければならない。取引先に暴力団とは何ら関係がないことを表明させて、そうでないときは契約を解除されても異議がない旨を確約させる表明確約書を徴求し、併わせて契約書にはいわゆる暴排条項を取り入れることも必須である。

官（警察）は、暴力団の取締りと検挙に一層邁進すべきであるが、加えて民（事業者）からの暴力団属性照会に対しては積極的に回答することが求められる。事業者が暴排条項により契約を解除するときは、取引先が暴力団など反社会的勢力であることを立証しなければならないが、行き着くところは、警察による暴力団員証明以外にないからである。

これからは、暴排条項による契約解除を行うために、事業者が、警察に対してその属性を照会する機会を増加させていくことは確実である。警察は事業者からの照会に協力して、事業者の暴排活動に積極的に協力すべきである。

しかし、社会の治安維持のためには、暴力団を壊滅して終わ리と言うことにはならない。暴力団を離脱した者に対する施策が講じられないときは、離脱者による犯罪が増加することが懸念されるからである。

今こそ、官民が協力して、総合的な暴力団離脱者対策が検討されなければならない。

2014年（平成26年） 1月



明るい兆しを つかもう

篠崎・進士法律事務所 副所長

弁護士 **進士 肇**

未曾有の金融緩和と政治の安定化で、少しずつ明るい兆しが見えてきた平成25年。長梅雨・酷暑・豪雨・竜巻などの異常気象が続き、クレジット・信販会社系の対暴力団融資が金融機関を揺るがした一方で、伊勢神宮・出雲大社の遷宮の年が重なり、2020年東京オリンピック開催というビッグニュースが舞い込み、キーワードは「おもてなし」。あまちゃんブーム、イブシロン打ち上げ成功、東北楽天の初優勝など、明るい話題も数多くありました。さて、消費税増税を控えた平成26年はどんな年になるでしょうか。

当事務所はお陰様で、全ての業務分野で昨年一年間順調に仕事をこなすことができ、また新たな気持ちで平成26年を迎えることができました。これも平素からの皆様方のご厚情の賜であると感謝しております。顧問会社さんのお付き合いもますます増えており、本当に有り難いことです。今年も陣容を充実させながら、依頼者の皆様のさらなるご要望にお応えできるよう努めて参ります。全員で「フットワークを軽く、スピーディに」していきますので、益々のご用命をお願い申し上げます。

平成25年の私の仕事を振り返ると、法的整理手続、事業再生ADR実施者補助者その他の私的整理手続、通常訴訟案件の外に、新株発行不存在確認訴訟（会社法829条1号。被告会社側）、退職慰労金請求訴訟（会社法361条。被告会社側）非上場会社株式の株価算定を前提とする株式買取交渉、上場会社の株主総会検査役（会社法306条）など、興味深い会社訴訟・非訟事件を、主に会社防衛の立場から担当しました。3月には、日弁連のライブ研修で、経験を踏まえながら、「会計帳簿等の閲覧請求、総会検査役選任手続」のテーマの講師を務めました。太陽光発電設備事業（売電事業）につき、プロジェクトファイナンス、特定契約、接続契約等の各種契約につき、事業会社の代理人の立場で金融機関等との契約交渉をサポートできたのも、クリーンエネルギーの創出に関わる社会的意義を感じ、やり甲斐がありました。

平成25年1月の東京三弁護士会倒産法部合同シンポジウムの成果を出版化した『倒産と金融』（商事法務）、司法修習45期の裁判官・弁護士でコラボした『倒産と訴訟』（弘文堂）、日弁連倒産法制等検討委員会編『倒産処理と弁護士倫理』の各出版もでき、充実しておりました。

公務としては、平成25年4月より、最高裁判所司法研修所教官（民事弁護担当）を拝命しました。任期は3年。とりわけ8～9月の集合修習の間は、週2日の授業、その準備、即日起

案の採点添削などが次から次へと押し寄せ、最も忙しくしていました。司法修習生という実務法曹（弁護士・裁判官・検察官）の卵を教育し、卒業試験を経由して我々の世界に迎え入れるという大変重い役割を担っています。夏休みもほとんどとれないので、身体的に辛い時期もありましたが、20代が大半という若い修習生75名と真剣につきあうこの機会は何者にも代え難い。加えて、同じクラスを受け持つ現役バリバリの裁判教官・検察教官らと協働し交流できるのもかなり刺激的です。司法修習生をとりまく環境は年々厳しくなっているとはいえ、みな真面目で元気で若い感性が煌めいていて、逆にこちらが奮い立たされます。20年前の私もこんなだったのかなと振り返りながら。

民事弁護教官職を通常業務と両立できるかが最大の不安でしたが、当事務所の弁護士・事務局の絶大なる協力及び民事弁護教官仲間のサポートを得て、何とか1年目を乗り切ることができました。もちろん、これを理由に依頼者・顧問会社の皆様にご迷惑を掛けることはできませんので、仕事の進め方に一層の注意を払いながら、よりパワフルにやっていきたいと思ひます。

平成24年4月から拝命している東京弁護士会法律研究部倒産法部の部長も、平成25年で2年目、本年3月末まで残すところ3ヶ月の任期です。全体会（倒産法・倒産実務に係わる裁判官・学者・弁護士を講師として招き、講演会を開催）が年6回、若手向けに中堅弁護士が破産管財業務について講義をし、ベテラン弁護士がご意見番として経験を述べる「寺子屋」年5回、ベテラン弁護士が自身の経験した再建事案を詳細に解説するケースメソッド方式の「再建GOKUI」年2回、倒産法改正検討プロジェクト（毎月1回）、選択型実務修習の提供など、多くの企画を推進してきました。執行部を構成する他の5名の弁護士と共に、有終の美を飾りたいと思ひます。任期最終盤の3月24日（月）、東京・大阪弁護士会倒産法部共催シンポジウム「倒産実務の諸課題と倒産法改正」を開催します。個別テーマとして、①将来債権譲渡、②各種契約類型と倒産に関する規律の整備、③濫用的会社分割、の3つを予定。債権法・会社法改正の向こうに、来たるべき倒産法の改正を見据えます。

明るい兆しをつかみ損ねることのないよう、皆様方のサポート役として、手を携えながらこの年を明るくできるよう貢献していきたい平成26年。実務法曹として巣立った教え子たちがどのように羽ばたいていくかも楽しみです。どうか本年も、当事務所への変わらぬご支援を賜りたくお願いを申し上げます。



「訴訟費用」と「仮執行宣言」について

弁護士 中山 祐樹

1 金銭の支払いを求める民事訴訟において原告が勝訴した場合、判決には、

- 1 被告は、原告に対し、〇〇円を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。 」

という主文が記されることが一般的です。

これについてご質問を受けることが多いのが、「訴訟費用」、「仮に執行することができる（仮執行宣言）」という言葉の意味についてです。

2 訴訟費用とは、訴訟提起のための手数料（訴状に貼付する印紙代）、書類の送達のための郵便代、証人の日当・旅費などであり、具体的な項目や算定方法は「民事訴訟費用等に関する法律」「民事訴訟費用等に関する規則」で定められています。弁護士に支払った弁護士費用は、ここにいる訴訟費用には含まれません。

訴訟費用は敗訴者が負担するのが原則であり、一部敗訴の場合には、裁判所が裁量で負担割合を定めます。

判決には訴訟費用の具体的な金額は示されませんので、これを確定するためには、別途、訴訟費用額の確定の申立てを行う必要があります。

3 仮執行宣言は、判決の確定を待たずして、直ちに、その判決に基づく強制執行を可能にするものです。

仮執行宣言が付されると、原告は、被告の控訴による引き延ばしを受けることなく強制執行ができる一方、被告としては、控訴審で逆転勝訴判決を得ても、既に強制執行がなされてしまっていれば、大きな損害を被ることになります。

被告が控訴をして争う場合、仮執行宣言に基づく強制執行を回避するには、「執行停止の裁判」の申立てという手段があります。これにより執行停止の裁判を得るためには、裁判所の定める金額の担保金（判決の請求認容額の7～8割が目安といわれています。）を供託する必要があります。特に企業の場合などには、預金口座等の差押えを受けると大きな信用低下を招いてしまいますから、控訴の際の執行停止の申立ては迅速な対応が必要です。



権利が消えちゃうってホント!?

弁護士 鈴木 哲広

[Q] 人にお金を貸しているんですが、放っておくと返してもらい権利が消えちゃうってホントですか!?

[A] はい。「消滅時効」といって、相手が時効の完成を主張する場合には、それ以上請求できなくなってしまいます。

[Q] どれくらい放っておくといけないんですか。

[A] たとえば、個人間の貸し借りなら、返済期限から10年です。

[Q] どんな権利でも時効期間は10年なんですか。

[A] いいえ、たとえば当事者が会社の場合は基本的に5年ですし、交通事故の損害なら3年、商品の小売り代金なら2年です。

[Q] 何か時効を止める方法はあるんですか。

[A] ありますよ。たとえば、裁判を起こして請求したり、差押えや仮差押え・仮処分をしたり、また、相手（債務者）が債務を承認したりすれば、時効の進行は止まります。これを「時効の中断」といいます。

[Q] あれ？ 一部支払ってもらったときでもダメなんですか？

[A] いえ、一部弁済は「承認」として時効の中断が認められます。

[Q] でも、“中断”ということは、一旦止まった後は、また残りの

時効期間が再スタートするということですか。

[A] いいえ、そうではなく、“ゼロからの振り出し”に戻りますから、個人間の貸し借りなら、改めて10年の時効期間がスタートすることになります。また、裁判で権利が確定すると、本来は時効期間が短かった権利も、時効期間が10年に延びることになります。

[Q] でも、裁判などは準備に時間がかかると聞いたんですが。

[A] 急ぐときは、とりあえず、内容証明郵便等で請求する手紙を送ることが有効です。この「催告」をしておけば6か月間は時効の完成を止められるので、その間に裁判を起こすなりすれば、確定的に時効を中断することができます。

[Q] でも、たとえば夫婦間だとなかなか請求しづらいですね。

[A] そこで、民法では、夫婦間では特別に、婚姻の解消の時から6か月間は時効が完成しないとされています。

[Q] いずれにしろ、時効が完成すると諦めるしかないんですね。

[A] いいえ、相手が時効を主張せず任意に支払ってくれば問題ありませんから、諦めずに請求してみるのも手ですよ。何かわからないことがあれば、いつでもお気軽にご相談くださいね。

従業員の懲戒解雇処分 Q&A

弁護士 石黒 一利



石黒 ご無沙汰しております。今日は御社の従業員の解雇についてのご相談と聞いておりますが、何かあったのですか。

担当者 はい。実は、当社の従業員の中に、毎日のように遅刻し、また、取引先とよくトラブルを起こす者がいるのですが、先日、会社のお金を横領している疑いが生じました。これに堪忍袋の緒が切れた社長が「クビだ。クビだ。」と怒り心頭で騒いでいまして。。。

石黒 横領行為があれば懲戒事由に該当しそうですが、御社の就業規則は懲戒処分についてどのような規定が置かれているのですか？

担当者 当社の就業規則には懲戒事由と懲戒の種類が定められています。加えて、懲罰委員会の議を経なければならないという規定もあります。もし就業規則に定められた手続に少しでも違反があると、懲戒解雇は無効になるのですか？

石黒 就業規則に手続規定を設けるということは、使用者が自らに制限を加えることを意味しますから、これに違反したときは、重大な手続違反があるとして、その懲戒処分は無効となることが一般的です。しかし、懲罰委員会への付議に実質的に代替する

手続が取られていた場合など、手続違反の程度が軽微であるといえるような事情があれば、懲戒解雇処分が無効にならないこともあります。とはいえ、手続違反の程度が軽微であることの立証は相当大変ですので、自ら就業規則に手続規定を設けた以上、その規定に忠実に従うべきでしょう。

担当者 就業規則に手続規定が何もなくなければ、すぐに懲戒解雇にできるのですか？

石黒 いいえ。従業員の言い分を聞いてみたら、実際には懲戒事由に該当する行為がなかったことが判明したり、懲戒事由に該当する行為をしたことにつき正当な理由があったりするかもしれませんので、使用者には、懲戒解雇処分にあたり、信義則上、弁明の機会を付与することと、処分事由を告知することが求められています。

担当者 分かりました。就業規則の規定に従い、慎重に手続を進めたいと思います。

石黒 それには、まず社長の怒りを静めるところから始める必要がありますね。

担当者 う～ん。それが一番の悩みの種です。。。

反社会的勢力との取引と錯誤無効

（東京地判 H25.4.24 金法 1975-94）

弁護士 鶴岡 拓真



1. 反社会的勢力との取引の解消方法（錯誤無効）

反社会的勢力（以下、「反社」といいます。）との契約を解消する方法の1つとして錯誤無効の主張が考えられます。

錯誤無効（動機の錯誤）とは、契約当事者がある事情を知っていたら契約をしなかった、すなわち「錯誤」があったという場合に契約を無効にすることをいいます。もっとも、錯誤無効を主張される側にとってみれば、反対当事者のいわば不注意によって一方的に契約を無効とされることになりますので、錯誤無効は常に認められるものではありません。

本稿では、契約関係者に反社がいたことが契約後に判明したにもかかわらず、錯誤無効が認められなかった裁判例をご紹介します。

2. 東京地判H25.4.24の事案の概要と裁判所の判断

本裁判例の事案は、X金融機関がAに金銭を貸し付け、Y信用保証協会がAの借入金債務を保証しました。しかし、Aが反社であることが判明し、Yは、契約締結時にAが反社であるとの認識がないまま契約を締結したので、保証契約は錯誤により無効であるとして争いました。

裁判所は、契約が錯誤無効となるには、Aが反社でないことが明示又は黙示にXに表示されて保証契約の内容とされていない（表示があっても内容とされていない）とされなければ無効となることではない）、本件における契約当事者の意思解釈上、Yの認識であった「Aは反社でないこと」が本件保証契約の内容となっていたと認めることはできないとして、錯誤無効を認めませんでした。

3. 本裁判例を受けて

本裁判例は、金融機関と保証協会が契約書のひな形に暴排条項を導入する交渉を行っていた時期の保証契約であり、金融機関は保証債務の弁済を受けるために保証契約を無効としない意向であることを明示していた等の特殊事情下の裁判例でした。

本裁判例の前日に、同様の事案で保証会社の錯誤無効を認めた裁判例もあるので（東京地判H25.4.23金法1975-94）本裁判例を一般化することは難しい点もありますが、本裁判例を前提にすると、単に反社と取引をしないと表明するだけでは足りず、暴排条項を契約書に導入することによって反社と取引をしないことを契約内容にすることが肝要です。



反社との面談・交渉の仕方について(その4)

弁護士 小川 幸三

弁護士 前回からの続きですが、面談時の心構えについてお話ししましょう。先ず、その大前提として、彼らと私たちの関係について押さえておきます。それは「食うか、食われるか」という対等・互換可能な関係ではなく、「食われたか、食われなかったか」という進撃の巨人的な関係だということです。

不動産会社管理部長 全然おもしろくないですね(怒)。

井 すみません。徹夜あけだったもので……(本当)ですので、今ここで私たちが考えることは、如何に彼らに食われないように身を守るかという方法ということになります。

部 それはそうかもしれませんが、何か急に気が滅入ってきました。確かに、彼らを排除する方法というわけではありませんね。

井 そうなんです。如何に彼らの攻撃を無力化できるかという観点で対応策を考えることになります。本当は彼ら自身を無力化したいんですけど、その話は暴排運動・暴排条例等に連なるものですので、別の機会にしますね。

部 彼らの攻撃がどのようなものであるかを分析することも、防衛策を考える上で非常に重要ですね。

井 そのとおりです。その分析もできていますので、別の機会にお話ししましょう。では、話を元に戻して、担当者的心構えについてですが、取り敢えず、「毅然として」、「怖がらない」、「しゃべりすぎない」、「無理をしない」ってところでしょうか。

部 よく「毅然とした態度で臨む」って使いますよね。

井 「毅然として」とはどういう意味ですか？

部 辞書には「自らの信念を曲げたり誘惑に負けたりするところが全く見られない様子」とありますね。

井 信念というと、精神論のように思われがちですが、違います。ポイントは「曲げないこと」です。相手の目を見ながら大声で拒否する様子のように捉えがちですが、そうではなくて、結論が右へ曲がったり左に曲がったりし

ないこと、即ち、結論がぶれないことです。結論がぶれないければ、相手の目を見なくても、小さな声でも、謝りながらも、いいのです。大事なことは、どうすれば結論がぶれないか、です。

部 精神を鍛えるとか……。

井 違います。徹底的に調査して事実関係を押さえることです。これをいい加減にしていると結論がころころ変わってしまいます。弁護士も怖くて代理できません。

部 なるほど。だから先生はいつも1番初めに事実関係を徹底的に調査しろというのですね。

井 そのとおり。如何に精神を鍛えていても、徹底した事実調査ができていなければ毅然たる態度はとれないんです。

部 判りました。2つめの「怖がらない」というのは、実行するのはなかなか難しいんじゃないでしょうか。

井 そうですね。怖いものは怖いですよ。ここで言いたいことは、彼らはこちらの顔を見て不当要求をしているということです。彼らは自己の不当要求を実現するために暴力装置の威力を示して、人を恐怖で縛り付けて支配するのです。彼らは、私たちの顔が恐怖で歪んでいるかどうかを覗き込みながら、予定通りに進んでいるかを確認しているのです。ですから、彼らの不当要求行為に対抗するためには「恐怖心を植え付けられないようにすること」が重要だということです。

部 難しい注文ですね。

井 そうですね。でも、恐怖心を植え付けられない予防策はあります。彼らの手口を予め知って今後の展開を予想できれば、不安は減ります。そのために彼らの手口に詳しい民暴弁護士の講演を聞くことは有益ですよ。

部 とかなんとか言って。聞きましたよ、先生。先日講演やったら5人しか来なかったって。

井 きゃー、それは言わないで……。つづく！

(続く)



事務所旅行記

昨年11月8日から2泊3日で、奈良・京都に行って参りました。天候に恵まれ、11月とは思えぬほど暖かく穏やかな、絵に描いたような小春日和でした。

京都駅からバスに乗り込み、一路奈良へ！ ここ奈良は、“日本という国の発祥の地”であるだけに数々の世界遺産を擁し、見所には事欠きません。それだけに、奈良公園で鹿と記念撮影する間もなく、東大寺、唐招提寺、薬師寺、法隆寺と駆け足で巡ることになりました。過密スケジュールではありましたが、ガイドのユーモア溢れる説明に爆笑のうちに、日本の歴史に触れることができました。

翌日は、嵯峨野からトロッコ列車に乗り、丹波の国亀岡へ。そこからは、京の名勝嵐山の渡月橋まで、約16キロを2時間かけての船旅。紅葉には少々早めでしたが、肌で感じる自然の息吹は最高です。上流から流れてきたというイノシシ程の大きな岩、川岸には多数の倒木がそこかしこに見られ、改めて台風18号の凄まじさ、自然の脅威を感じました。

船を下りる頃には小腹も空き始め、程よくランチタイム。この日の昼食は、天龍寺の境内にある「篩月」(しげつ)にて

精進料理を食べることに。精進料理とは、「禅宗の修行の一つ(食べること)の精神と自然の調和から生まれる心の自由を味わうために完成された調理法」ということ……。不謹慎かしら？ と、おそろおそろ仲居さんに確認すると、ビールも注文できるそうです。そこで、昼間から元氣よく乾杯♪

お腹も満たされた一行は、天龍寺のご住職の法話を聴きに法堂(はっとう)へ移動しました。法堂の天井には、加山又造画伯により描かれた10メートル四方を超える見事な雲龍図が。それまで抱いていた“住職像”がガラッと覆るような陽気なご住職のお話にそここで爆笑の渦!! さすが、関西には楽しい方がたくさんいらっしゃるなあ～。

祇園では、京都花街で唯一秋に開催されるという芸妓さん舞妓さんの艶やかな舞台『祇園をどり』を堪能し、事務所旅行の全行程は終了となりました。

こうして、振り返ると、ずいぶん盛りだくさんで慌ただしくはありましたが、皆には、秋の京都・奈良を満喫してもらい、気持ちも新たに今年も仕事に邁進してもらえるのではないかと、ひとりごちる幹事でした。

事務局 丸山広明

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。





弁護士 篠崎 芳明

暴力団との契約を解消する委任案件が、銀行や証券会社から他の業種にも急速に広がってきました。社会の反社会的勢力への対応が一層厳しくなったことの反映と思います。

私は、おかげさまで心身とも健常に恵まれ、弁護士の社会的使命を実現すべく、相変わらず多忙に日常業務に励んでおります。



弁護士 進士 肇

昨年9月7日(土)、司法研修所のクラス対抗ソフトボール大会で、我が20組チームは、修習生と教官が力を合わせて見事優勝! 和光市駅前での上りは大いに盛り上がり美酒に酔いました。他方、千代田区軟式野球連盟(第3部)で、HAWRITZ(ホーリッツ)は春季8強、秋季4強で、とうとう2部に昇格。本年春季戦に向けて若手弁護士を何名か補強する形で貢献しようと思います。あとは、2月23日(日)開催の東京マラソンへ、地道なトレーニングが続きます。



弁護士 小川 幸三

平成19年11月8日に佐賀県武雄市の病院で暴力団幹部に間違われて対立組織のヒットマンにご主人を殺された宮元篤紀さんの講演録「犯罪被害に遭って、今思うこと」が、全国暴力追放運動推進センターのHPにアップされています。

みなさん、是非ダウンロードして読んでください。それは、必ず、みなさんにとって暴排への大きな一歩になります。



弁護士 寺嶋 毅一郎

先日、料理店で体格の良い(太っている、という意味ではなく、背が高く骨格・筋肉も立派、という文字どおりの意味で)若い男性二人組と隣り合わせた。最初のうち誰だか気付かなかったが、やがて某人気球団の有名選手とわかった。いわゆる「オーラ」など全く感じられない、体格以外はごくごく普通っぽい彼らだったが、いざ大舞台上に登場するや、あんな凄いことをやっちゃう、というのが、またなんともカッコいいもんだと思った。



弁護士 杉山 一郎

筑波大学ロースクールで知的財産法演習を担当することとなりました(事務所報がお手元に届くころには終わっています)。法曹養成制度改革推進会議では、司法試験の選択科目(知的財産法など)を廃止する原案が提示されており、演習講座の存続も不透明ですが、少しでも演習講座が受講者に有益となりますように。



弁護士 中山 祐樹

東京弁護士会倒産法部において、昨年2月に法制審議会が決定した「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に対するパブリックコメント作成に関与する機会を頂きました。中間試案の検討の過程は、現行民法に潜む解釈問題について改めて考える機会ともなり、大変貴重な経験となりました。引き続き、今後の改正の動向に注目していきたいと思っています。



弁護士 石黒 一利

息子が1歳を過ぎたころから少しずつしゃべり出し、私が帰宅すると満面の笑みで「とと〜」と言いながら迎えてくれます。しかし、最近は何でも「イヤだ」と言うようになり、反抗期?なんて思うこともしばしばです。とはいっても、「マンマ食べる?」と聞くと「イヤだ」と言いながらも、すぐに「あーん」と言いながら口を開けて待っている姿を見ると、我が息子ながらかわいい奴だなあと思わず口元が緩んでしまいます。やはり私は親バカでしょうかね??



弁護士 鈴木 哲広

先日、うれしいことが判明しました。かれこれ18年前、私がまだ中学生だった頃に、当事務所のある弁護士と会っていたというのです。私が教える代表として女性担任の結婚披露宴でスピーチをし、他の生徒とともに長洲剛の「乾杯」を歌ったその席に、新郎の友人としてその弁護士が参列していたとのこと。人の縁とは素敵なものですね! 本年も、皆様のご縁を大切に仕事に励んで参ります。



弁護士 鶴岡 拓真

先日、山梨で修習を共にした友人たちと、山中湖チャリティー駅伝大会に出場してきました。ほとんど練習もしないまま本番に臨みましたが、しっかりと襷を繋げるの不安もありましたが、いざ走り出すと、皆が繋いだ襷を自分で途切れさせる訳にはいかないと熱い思いが湧いて力になり、無事ゴールすることができました。もっとも、数名に追い抜かれ、悔しい思いもしたので、次回はリベンジを果たしたいと思います。



弁護士 山口 和男(客員)

少子高齢化が進み、高齢者の介護・生活の保護よりの経済的負担が国の財政を圧迫するデータを見るにつけ、高齢者の域にある者として、健康で自立した状態を維持して国の要介護者保護の経済的負担を軽減することに協力することが必要不可欠と思え、引退による悠々自適への生活を選択することに躊躇する反面、若年の後継者に活動の場を譲る必要性も無視できないことに悩める昨今です。



弁護士 清水 恵介(客員)

平成25年度は、大学行政やら学会・研究会の幹事やらに随分と時間を吸い取られているなあとは感じていましたが、振り返ってみると、4月からの半年間は業績ゼロ。11月ようやく刊行されたのも、日本温泉協会の雑誌「温泉」における見聞き2頁の「温泉判決例の紹介」。もっとも、これはこれで力を入れて書いたのも、是非ご一読を。



税理士 藤代 節子

税理士をやっていると税務調査の立会は年に1~2件はあるものですが、昨年は税理士人生初のゼロ件でした。調査内容について税務署との電話のやり取りは怒りモードになってしまうこともありますが、声を荒げて周りに「怖い」と言われることもなく、穏やかに過ごすことができました。普段は大変穏やかな人です。念のため。